

健康に配慮した住まいと暮らしのための対策（壁紙編）

今回の建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。カビ・ダニ等の生物系の起因物質やハウスダストの類にも換気・清掃等の配慮が必要です。

■ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で、木質建材などに使われています。

対策 I 内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材には、使用面積の制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限	ホルムアルデヒドの発散速度
建築基準法の規制対象外	少ない 	F☆☆☆☆	制限なしに使える	5μg/m²h以下
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆☆	使用面積が制限される	5超～20μg/m²h以下
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆		20超～120μg/m²h以下
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料		旧 E₂、F₂ 又は表示なし	使用禁止	120μg/m²h超

規制対象となる建材には、原則としてJIS、JASまたは国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。
木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、仕上塗材など

対策 II 換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具等からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられています。住宅の場合は、換気回数0.5回/h以上の機械換気設備（24時間換気システムなど）の設置が必要となります。

■日本壁装協会はホルムアルデヒド対策に取り組んでいます

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものを、自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築をする、リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド発散（放散）量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になることができます。

既築の物件に引っ越したり、購入したりする場合は、使用材料のホルムアルデヒド発散（放散）量の等級を確認しましょう。（平成15年7月1日より前に着工した物件には、シックハウス対策に関する建築基準法が適用されない場合があります）

■クロルピリホス対策

クロルピリホスは有機リン系のしろあり駆除剤です。居室を有する建築物には使用が禁止されています。

日本壁装協会の、壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

ホームページアドレス（携帯電話からも同じです）

<http://www.wacoa.jp>

汚染物質の発生源は身近な所にあります。

日常生活に欠かせない物に起因する室内空気汚染物質は沢山あります。室内空気を汚染する物を少なくしたり、物により使用する場所や方法に注意し、換気を行うことがたいせつです。換気は給気と排気が同時に行われることにより、また、空気の取り入れ口と排気口を直線上に設けず、対角線上に設けるとより効果が上がります。

改定建築基準法に定められた換気回数（住宅等の居室で毎時0.5回、その他の居室で毎時0.3回）は、喫煙や暖房器具の使用などに配慮したものではありません。従って、汚染源を室内に持ち込まない、あるいは局所換気を行う（または全般換気を強運転する）など追加的な対策が必要です。

シックハウス対策はどうすればいいの？

『シックハウス症候群』を防ぐためには、化学物質を減らし、室内濃度を下げる事が重要です。建築基準法で定められた化学物質の発生が少ない壁紙などの内装材料を使用する、換気システムを採用して空気をきれいにするなどの対策を心がけましょう。

- 建材などに使われている化学物質の含有量を把握し、出来るだけ放散量の少ない材料を選びましょう。
- 製品によっては化学物質の放散量が規格化されています。製品安全データシートから、含まれる化学物質の情報を入手しましょう。



- 換気回数0.5回／h以上の換気を行いましょう。
- 日常の換気に配慮しましょう。
- 新築・新品の場合は、収納庫や収納家具類の扉をあけたり、ひき出しをはずして、内部まで換気できるようにしましょう。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。※換気回数0.5回／hとは、計算上、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。実際は24時間連続換気で徐々に室内の空気が入れ換わっていきます。

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロルルピリホスの2物質であります。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることは無いと考えられます。特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストーブの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。このため建築基準法の対策はいかなる場合でも、測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。

取扱店名